©ragon IP

# Newsletter

NO.2110 2021.10.10 発行者:北京銀龍知識産権代理有限公司 銀龍専利東京事務所(東京ブランチ) 最新中国知財 NEWS を Timely Free にてお届け

[発行日](電子版・紙媒体) Newsletter:毎月10日 News Flash:不定期



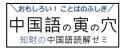
### 目次

- 中国知的財産権の最新動向
  - -「知的財産権強国建設要綱(2021~2035年)」
  - ・専利審査官を1500 人募集
  - ・第三回中日商標制度シンポジウム 北京で開催
  - ■iPhone の販売を中止するよう要求 siri の侵害、小iロボット社が仮差止を請求
  - ・東芝から購入された特許権の無効審判の結果 無効審判請求人の GREE が失望
  - ・中国企業に対する特許訴訟が多発 村田製作所 VS 中国の無錫好達電子有限公司
  - ・JDI 社の特許権の無効審判 天馬微電子股份有限公司に有利な審決
  - ・OPPO と HUAWE が味方になった?

    OPPO は NTTドコモ社ともグローバルライセンスを締結



◇中国の登録率、および特実同日出願編 02



◇第2回の知財分野の中国語読解ゼミ

日時 : 10/28(木)日本時間 19 時 15 分~20 時 30 分

読解対象 :『日本「知的財産立国」の 20 年』 (添付の中国語文章)

### 中国知的財産権の最新動向

#### ▮ 「知的財産権強国建設要綱(2021~2035年)」

経済日報北京は、9月30日、中国共産党中央国務院が「知的財産権強国建設要綱(2021~2035年)」を発表したと報じた。9月30日に開催された記者会見では、国家知識産権局の申長雨局長は、「綱要」が2035年までに中国を特色のある、世界レベルの知的財産強国へと建設する基本目標を掲げていると述べた。

申長雨によると、「要綱」は4つの予想的指標を実施することに重点が置かれている。

第1に、2025年には専利密集型産業の粗付加価値がGDPに占める割合が13%に達することである。この指標は、 専利密集型産業の経済成長への貢献度を示している。統計によると、2019年の全国専利密集型産業の粗付加価値 は11.46兆元であり、GDPに占める割合が11.6%であり、一定の規模に達している。

第2に、著作権産業の粗付加価値が GDP に占める割合が 7.5%に達することである。この指標は著作権産業の経済成長への貢献度を表している。統計によると、2019年の中国の著作権産業の粗付加価値は 7.32 兆元で、GDP に占める割合は 7.39%である。

第3に、知的財産権のライセンスの年間輸出入総額が3500億元に達することである。この指標はわが国の海外知的財産権の利用度と中国の知的財産権の輸出競争力を特徴づけている。統計によると、2020年の中国の知的財産権使用費の輸出入額は3194.4億元で、「輸出と輸入がともに増加し、輸出の増加率がより大きい」という状況を呈している。

第4に、人口1万人あたりの高価値発明専利の保有量が12件に達することである。統計によると、2020年のわが国の人口1万人あたりの高価値発明専利の保有量は6.3件に達している。

同時に、「要綱」は、効率的でスムーズに運行され、十分に実現される知的財産権の運用メカニズムを健全化することを提案している。科学技術部(科学技術省)の成果転換と地域イノベーション司の責任者である黄聖彪氏

NO.2110 2021.10.10 発行者: 北京銀龍知識産権代理有限公司 銀龍専利東京事務所(東京ブランチ) 最新中国知財 NEWS を Timely•Free にてお届け

[発行日](電子版・紙媒体) Newsletter : 毎月 10 日 News Flash: 不定期



によると、2020年に全国の技術市場で技術契約を締結したのは54.9万件であり、成約額は2.8兆元であり、そのうち、知的財産権に関わる技術契約は18.6万件であり、成約額は1.1兆元であり、全国の技術契約の成約総額の39.8%を占めている。これは主に中国の成果が所有権、使用権、利権改革に転化したことによるものであり、科学技術部(科学技術省)は、国家知識財産権局など8部門と共同で40社の科学研究者に職務科学技術成果の所有権または使用権を与え、科学研究者の革新と転化の積極性を促し、成果転化の政策環境はさらに改善されていることを示している。

現在、全国には、全国的または地域的な技術取引市場が 40 社ほど建設され、400 ほどの専門性を備えた地域的な国家技術移転モデル機構、36 の国家技術移転人材育成基地があり、全国の県レベル以上の地区をカバーする技術移転サービスネットワークがほぼ形成されている。「十四五」期間中、科学技術部(科学技術省)は、知的財産権と科学技術成果の転化作業を積極的に推進し、高品質専利転化の応用実績の評価重みを増大させ、地域的な技術取引市場の相互連携を秩序よく推進し、知的財産権と科学技術成果取引センタの建設をサポートする。

(出所:経済日報)

### ■ 専利審査官を1500 人募集

2022 年専利審査協力センタは、機械、電気、通信、医薬、光電、材料などの各種理工系専攻の 1500 人の専利審査官を募集している。

センタ名称	募集人数	センタ名称	募集人数
北京 専利審査協力センタ	180 人	河南 専利審査協力センタ	220 人
福建 専利審査協力センタ	180 人	湖北 専利審査協力センタ	210 人
江蘇 専利審査協力センタ	200 人	天津 専利審査協力センタ	100 人
広東 専利審査協力センタ	180 人	四川 専利審査協力センタ	230 人

(出所:国家知識産権局)

#### ■ 第三回中日商標制度シンポジウム 北京で開催

9月17日午後、国家知識産権局国際協力司の指導のもと、中華商標協会と日本貿易振興機構北京代表処が共同主催した「第三回中日商標制度シンポジウム」が北京で開催された。

国家知識産権局の商標局の一級巡視員の姚坤氏、中 華商標協会の会長の馬夫氏、日本特許庁の審査業務部 の商標課の課長の高野和行氏がこのシンポジウムに 出席し、挨拶した。

日本特許庁の審査業務部の商標課の商標審査企画官の綱谷麻里子氏、国家知識産権局の商標局の異議審



査七カ所の副処長の伍葳氏、北京知識産権裁判所の裁判官の趙玲氏、日本特許庁の審査業務部の商標課企画室の商標審査官の竹内耕平、北京銀龍知識産権代理有限公司の弁護士の傅文浩(写真)が、それぞれ中日両国の商標領域審査の実践について紹介した。

(出所:中華商標協会)

**Tragon IP** 

#### www.dragonip.com

## Newsletter

NO.2110 2021.10.10 発行者:北京銀龍知識産権代理有限公司 銀龍専利東京事務所(東京ブランチ) 最新中国知財 NEWS を Timely•Free にてお届け

[発行日] (電子版·紙媒体) Newsletter: 毎月10日 News Flash: 不定期



#### ■ Apple に対して、iPhone の販売を中止するよう小 i ロボット社が要求(仮差止)

9月8日、小iロボット社(Shanghai Xiaoi Robot Technology Co.,Ltd)の公式発表によると、同社は上海市高級人民法院に仮差止申請を提出し、Apple 社が直ちに Siri に係る専利侵害行為を停止し、中国特許 ZL 200410053749.9を侵害する iPhone 製品の生産、販売、販売の申出、輸入、使用を停止するよう要求した。

2012年には、小iロボット社は、Siriの特許権侵害の問題でApple 社を人民法院に訴え、最高人民法院まで戦い続け、双方の一進一退の戦いが8年に及んだ。

昨年の8月、小iロボット社は上海市の高級人民法院に訴訟を提起し、Apple に Siri の特許権侵害を停止し、100 億元を賠償するよう求めた。

当時、Apple は、北京商報の記者に対して次のように述べた。

『小iロボット社がもう一つの訴訟を起こしたことに失望している。最高人民法院が認定している独立の鑑定機関も、Apple 社は小iロボットの技術を侵害していないという結論を出している。Siri は、その特許に含まれている特徴を有しておらず、この特許はゲームとダイレクトメッセージに関係がある。』

(出所:北京商報)

#### ■ 東芝から購入された特許権の無効審判の結果 無効審判請求人の GREE が失望

9月2日、国家知識産権局は、GREE 社(GREE ELECTRIC APPLIANCES,INC.OF ZHUHAI)が特許公告番号 CN 1168903 C (出願日 2000 年 8 月 11 日) に対する無効審判の審決を出し、特許権の一部の無効を宣告した。この特許は、AUX 社 (AUX Group Co., Ltd.) が東芝から購入したものである。

この 27 ページにわたる審決内容から見ると、請求項 3 及び請求項 10 における請求項 3 を引用する技術案が無効にされただけであり、請求項 1-2、請求項 0 4-9 は、維持された。また、請求項 10 は、請求項 1-2 の技術案を引用しており、独立請求項 11-13 が維持されている。。

この事件の特徴は、AUX 社が日本の東芝から存続期限が切れそうになっていたコンプレッサーに関する特許権を購入し、この特許権を使って GREE 社の権利侵害を訴えたことである。

AUX 社はコンプレッサーを生産しておらず、コンプレッサーの特許権を購入して GREE 社を訴えるという行為は、確かにパテント・トロールの行為に見える。

しかし、残念なことに、購入された特許は、自ら開発した特許と訴訟上での区別はない。また、専利法において、訴えに用いる特許権が自ら開発した技術に関するものでなければならないという制限規定はない。

このため、第三者の特許権を購入して GREE 社を訴えるという行為は、もちろん違法ではなく、合理的である。 AUX 社は GREE 社との間の訴訟において数多く敗訴しており、これをきっかけに反撃に成功したい気持ちが強いと考えられる。

(出所:企業専利観察)

### ■ 中国企業に対する特許訴訟が多発 村田製作所 VS 中国の無錫好達電子有限公司

ここ2年、中国の半導体企業がまるで雨の後のタケノコのように出現するにつれて、米国と日本の半導体企業 に依存してきた一部の部品が国産化されて代替されるというプロセスを経験してきている。

このプロセスの推進により、国内企業の成長、日米企業の市場の萎縮が生じていることは対照的であるが、日 米企業が蓄積した特許によって、依然として、ハイエンド部品の市場がしっかりとグリップされていることは否 めない。

このような状況の下、一部の日本企業は、自らの市場が徐々に中国企業に侵食されていることから、徐々に攻

**Tragon IP** 

#### www.dragonip.com

# Newsletter

NO.2110 2021.10.10 発行者:北京銀龍知識産権代理有限公司 銀龍専利東京事務所(東京ブランチ) 最新中国知財 NEWS を Timely•Free にてお届け

[発行日](電子版・紙媒体) Newsletter : 毎月 10 日 News Flash: 不定期



撃性を増し、中国企業に対して特許訴訟を提起している。

9月22日、無錫好達電子有限公司の科創版(中国語版ナスダック)上場審理への回答の発表に伴い、他社との間の特許紛争の詳細が次第に明らかになった。

無錫好達電子有限公司の回答によると、村田製作所により提訴された特許訴訟は全部で5件あり、提訴のあった法院は、福建省福州中級人民法院、上海知識産権法院である。

村田製作所は、全部で3件の特許権を用いて訴訟を提起しているが、そのうちの2件の特許(ZL 200410075163.2、 ZL 200410005583.3) は、福建省福州中級人民法院、上海知識産権法院の両方での提訴に用いられている。

(出所:企業専利観察)

#### ■ JDI 社の特許権の無効審判 無効審判請求人の天馬微電子股份有限公司に有利な審決

9月3日、国家知識産権局は、第51722号の無効審判の結果を公開し、株式会社日本ディスプレイ(略称「JDI」)の中国の特許権 ZL 200710301194.9号(液晶表示装置)の一部が無効になった。

無効審判請求人は、天馬微電子股份有限公司(略称「天馬」)であり、JDI 社の当該特許権の請求項 1-2 及び請求項 1 を引用する請求項 5-8 が無効になった。

その結果、当初は8つあった請求項が2つだけになり、権利侵害のリスクが大幅に低下するとともに、今後、 さらに無効審判が請求された場合、当該特許が全部無効になる可能性がある。

この無効審判事件のきっかけは、昨年8月31日ごろ、JDI社、Panasonic社という液晶パネル大手企業の2社が 突然連合を組み、米国で中国の天馬に対して特許侵害訴訟を提起したことであると考えられる。

(出所:小高科技毎日一講)

#### ■ OPPO と HUAWE が味方になった? OPPO は NTT ドコモ社ともグローバルライセンスを締結

2020年6月以来、HUAWEはOPPOが所有している5件のヨーロッパ特許に対して相次いで異議申立を申請した

最近、ヨーロッパ特許庁の公式サイトで公開された情報によると、HUAWE は5つの異議申し立てをすべて取り下げた

中国の大手のスマホ端末メーカである HUAWE と OPPO は、すでに、敵から味方になったようで、双方が何らかの分野で協力できる可能性があるという。

ちなみに、OPPO 社は、9月14日に、NTTドコモ社とグローバルなライセンスを締結したと発表した。 その前には、OPPO の公式サイトでは、Sisvel とグローバルな和解が成立したと発表している。

また、今年6月には、OPPO社はZTEから通信技術関連の特許を買い取り、双方の協力態勢をある程度示している。

OPPO は、最近、特許業界で頻繁な動きを見せており、戦線を意識的に縮小し、交遊関係を広めているようである

これらの兆候は、OPPO 社が、現在の最大のライバルである Nokia に対して、すべての力を集中して用いるためであると考えられる

(出所:集微網)

NO.2110 2021.10.10 発行者:北京銀龍知識産権代理有限公司 銀龍専利東京事務所(東京ブランチ) 最新中国知財 NEWS を Timely Free にてお届け

[発行日] (電子版・紙媒体) Newsletter : 毎月 10 日 News Flash: 不定期





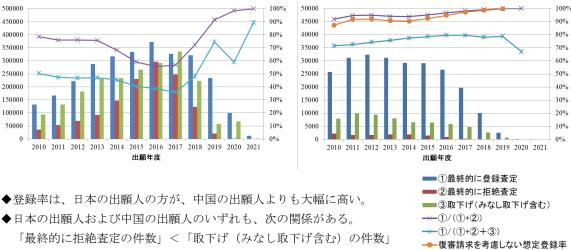
中国の登録率、および特実同日出願編 02 (データの出所: Patsnap データ取得日: 2021.10.8) 先月号では、特実同日出願の件数、および特実同日出願の比率について紹介させていただきました。 今月号では、まず、日本および中国の出願人の登録率をご紹介し、続いて特実同日出願と非特実同日出願の審 査終結率、登録率、特実同日出願に係る実用新案の放棄率(特許に乗り換えるための放棄)をご紹介いたします。

### A.中国の登録率

1. 中国の出願人の登録率



### 2. 日本の出願人の登録率



### [統計グラフの説明]

① 最終的に登録査定:

拒絶査定を受けた後に復審(拒絶査定不服審判)を経由して登録査定になった件も含みます。

② 最終的に拒絶査定:

拒絶査定を受けたが、復審を経由して登録査定になった件は含みません。

③ 取下げ(みなし取下げ含む):

「OA未応答によるみなし取下げ」が大半であると推測されます。

なお、OA の未応答状態を放置すると、日本と異なり、拒絶査定は出ず、みなし取下げで終わります。

### 復審請求を考慮しない想定登録率:

弊所の経験上、1回目の拒絶査定を受けた件の約60%で復審請求され、そのうちの60%が登録になります。 「最終的に拒絶査定」の件の件数から逆算して、復審請求が無い場合の登録率を算出したものです。 つまり、この想定登録率は、次の式で表すことができます。

登録査定(復審経由を除く)の件数 / ( 登録査定(復審経由を除く)の件数 + 1回目の拒絶査定の件数 )

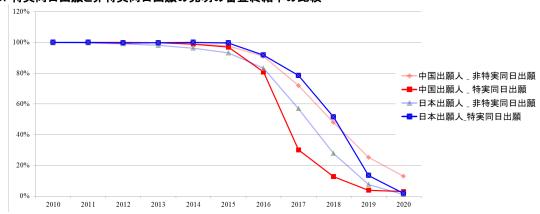
NO.2110 2021.10.10 発行者: 北京銀龍知識産権代理有限公司 銀龍専利東京事務所(東京ブランチ) 最新中国知財 NEWS を Timely•Free にてお届け

[発行日](電子版·紙媒体) Newsletter:毎月10日 News Flash:不定期



#### B.特実同日出願と非特実同日出願に関する比較

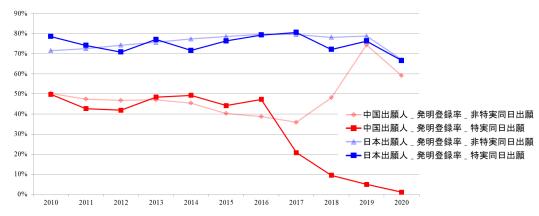
#### 3. 特実同日出願と非特実同日出願の発明の審査終結率の比較



- ◆日本出願人の場合、特実同日出願の審査終結率が、非特実同日出願よりも少し高くなっている。 特実同日出願にはPCT経由の中国出願が含まれないことによる可能性があると考えられる。 (PCT経由の場合、出願日は国際出願日であり、30ヶ月の移行期間があるので、審査着手が遅くなりやすい)
- ◆中国出願人の場合、2017年から、特実同日出願の審査終結率が非特実同日出願よりも大幅に低くなっている。 特実同日出願の発明に対する審査の遅延の影響が表れていると考えらえる。

#### 4. 特実同日出願と非特実同日出願の発明の登録率の比較

この登録率は、上記『A.中国の登録率』の『→-①/(①+②+③)』に対応します。



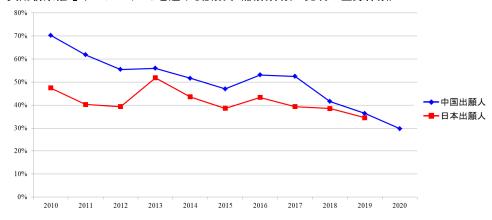
- ◆日本出願人の場合、登録率にはあまり差が無い。
- ◆中国出願人の場合、2017年以降、大幅に特実同日出願の登録率が低下している。 2017年以降、特実同日出願の審査終結率は低いが、不正常な出願の登録が阻止された影響の可能性がある。

NO.2110 2021.10.10 発行者:北京銀龍知識産権代理有限公司 銀龍専利東京事務所(東京ブランチ) 最新中国知財 NEWS を Timely•Free にてお届け

[発行日] (電子版・紙媒体) Newsletter: 毎月 10 日 News Flash: 不定期



#### 5. 実用新案権 ダブルパテントを避ける放棄率(放棄件数/発明の登録件数)



特実同日出願の場合、特許の登録査定の際、次のような対応になります。

先に登録済みの実用新案権との間で、

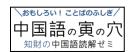
- ◇ダブルパテントが生じる場合 → 実用新案権を放棄して、特許の登録査定を受ける ◇ダブルパテントが生じない場合 → 実用新案権を放棄せずに、特許の登録査定を受ける
- ◆日本出願人の場合、発明の登録の際に、実用新案権が放棄される割合が、およそ40%である。
- ◆中国出願人の場合、発明の登録の際に、実用新案権が放棄される割合が、およそ50%である。

#### C.まとめ

出願日が2017年以降の中国の出願人の特実同日出願に係る特許出願の審査が、明らかに遅延している。

特実同日出願について特許と実用新案の両方が権利として併存するケースが少なくない。つまり、クレームの 保護範囲が類似し明細書が完全同一の2つの権利が併存するケースが少なくないので、何らかの紛争が生じた場 合、2つの権利に対応する必要があり、対応労力は2倍になる。

このため、他社の特実同日出願については、実用新案権の放棄無しで特許が登録された件について、より注意が必要である。



第2回の知財分野の中国語読解ゼミを、Teams を用いて開催させていただきます。

◇目時:10/28(木) 日本時間19時15分~20時30分

◇読解対象:『日本「知的財産立国」の20年』(知財強国を目指す中国目線で、日本のこれまでを分析) ふるってご参加ください。ゼミのお申し込みをお待ちしております。 すでにゼミにお申し込みの方には、別途ご連絡いたします。 **Gragon IP** 

www.dragonip.com

# Newsletter

NO.2110 2021.10.10 発行者:北京銀龍知識産権代理有限公司 銀龍専利東京事務所(東京ブランチ) 最新中国知財 NEWS を Timely•Free にてお届け

【発行日】(電子版・紙媒体) Newsletter : 毎月 10 日 News Flash: 不定期



ご意見、ご要望、ご質問などがございましたら、忌憚なくご連絡をいただければ幸いです。

担当:市場本部 手続 G リーダ 任向然

電話番号: 0086-10-82252547 FAX 番号: 0086-10-82250563 Email: jpdepartment@dragonip.com